

人権施策等調査特別委員会

(令和6年10月8日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。昨日、議会が終わったところで、早速、特別委員会にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を開催させていただきたいと思えます。インターネット中継をよろしくお願ひしたいと思えます。

今日は、事項書のとおり、本市における人権に関する条例の改正に向けた検討についてということで、時代に合うようにアップデートしようということで、その中で、前文（案）について、正副委員長で案をお示しさせていただいています。

前文に関しては、ペーパー1枚ですので、ペーパーでご用意させていただいております。様々参考にさせていただいた資料も、データでこれは添付させていただいておりますけれども、県内市町の前文を見ますと、伊賀市、先進的に取り組んでいるところであっても結構シンプルな内容になっていますので、資料としては提示をしておりません。都道府県におきましても、ないところもあるんですが、直近の新しい条例についての前文を資料として提示させていただいております。その中でも、ご案内のほうでさせていただいていると思えますが、三重県の条例及び愛知県の条例を特に参考にさせていただいて、この文を構成させていただいております。

このペーパーで出させていただいている資料について、私のほうから説明させていただきますと、まず、条例名の改正ということで、この辺はおおむね皆さん、合意いただいているのかなと思っています。現在の条例名は、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例という条例名であります。これ、改正条例名の案として、部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くし、人権が尊重される四日市をつくる条例ということで、案として提示させていただきました。

前文（案）をちょっと事務局のほうで読み上げていただけますか。

○ 小山議会事務局議事課主幹

事務局でございます。

お手元にお配りさせていただいております前文（案）のほうを朗読させていただきます。全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、個人が自律した存在として尊重される社会を実現することは、全ての市民の願いである。

本市においては、平成9年に四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例を制定し、あらゆる差別を無くし、すべての市民が人として尊重される社会の実現を目指してきた。

国においては、1969年同和対策事業特別措置法が制定され随時期限の延長を経て2002年に失効し、33年間の同和対策事業が終了した。その後、社会情勢が変化する中、2016年障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、差別課題の多様性に対応した法整備が進められてきた。

しかしながら、今もなお、部落差別をはじめとする様々な不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。こうした不当な差別をはじめとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組を社会としてより一層推進するとともに、人権尊重の理念について理解を深め、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意する。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

少し解説をさせていただきますと、全ての人間は、云々というところはよく条例で使われているところで、世界人権宣言にうたわれるところでもあります。その2行目の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障されているというところは、これはやはり日本国憲法の精神であります。

次の段落の本市においては、平成9年に四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別

を無くすことを目指す条例を制定し、というところは、四日市はこのように取り組んできたということを言っております。

その次の段落の国においては、ということで、平成9年に四日市はこういった条例を制定しておるんですけれども、その前に、1969年に同和対策事業特別措置法が制定されておるんですが、これは時限立法で延長延長しながら終了したと。だけれども、社会情勢が変化する中で、人権三法と言われるこの三つの法律が制定されて、多様性に対応した整備が進められてきたと。これは社会情勢が時代とともに変わってきたというところを、国や法律でも対応しているというところを示しております。

だけれども、今もなお、部落差別をはじめとする様々な不当な差別が発生していると。これ、インターネット、昨今の状況ですけれども、少子高齢化の社会とか、社会情勢も大きく変わっていますよということと、その下の段落に、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいるというところで、こういったものに対応していかなければいけないということです。

下から5行目の最後の人権尊重の理念について理解を深め、というところは、やはり教育が大事だというような議論があったと思いますので、そういった意味を込めて、こういった理念について理解を深めるというような表現をさせていただいております。

最後の3行が、最後の決意なんですが、私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意するというところで、誰一人取り残さないというSDGsの考え方も含めながら、しっかりと改正条例名の案にありますとおり、部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くし、人権が尊重される四日市をつくる条例ということで、案としてまとめさせていただきました。

これについて、ほかの資料の条例案も含めて、皆さんから少しご意見を賜ればなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 諸岡 党委員

この前文の案自体はすこぶるすばらしいよい文書だなと思ひて、何も注文をつけるところはないと思ひますが、ただ、根本的なところで、そもそもこれ、議員発議でいくのか、議会として行政にこういうのをつくっていくべきだとして申入れをしていくのかどうか決めていないじゃないですか。であると、ここで我々が議論して最後に、やっぱり行政でつく

ってくださいやったら、全く議論の意味がなくなってしまうので、まずはそこじゃないのかなと思うんですよ。

これは私、前から言うておるんやけれども、これは私の信念でもあるんだけど、初めにないものは最後までないというのがあって、初めにスタートするとき種がないと、気持ちの中にないと、途中からそれは芽生えてこないんですね。それを考えたとき、この手のものというのがやっぱり、議会からつくられて押しつけられたものではなくて、行政が自ら自分たちで発案して自分たちで考えてつくるべきものだと思うんですよ、行政にとって、非常に重要なことだから。であるならば、議会がこれをつくったよって議員発議でやっていくよりも、私は議会としてつくるべきだという申入れをしてプッシュアップをしていくのが議会の仕事であって、つくるのは行政の仕事かなって私は思うんです。

そうすると、ここまで事細かく前文を議会で作ってとかというのは、ちょっとやめたほうがいいんじゃないかなと個人的には思うんですが、そういった議論をちょっと先にしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。あんまり中へ細かく入っていくと後戻りできやし、よく川村さんがいろんな局面で言う、手戻りが云々という話があるじゃないですか。そういう感覚でいうと、どうするかを決めやんうちに中まで議論するのは、ちょっとやめたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○ 樋口博己委員長

その辺、すみません、私はある程度方向性が出ているものだという認識で進めておりますけれども、正副委員長の意図とするところは、今まで様々な議論させていただきました。その思いを前文という形で取りまとめて、この前文を基に条例の中身をつくっていただくよう要請したらどうかというふうに思っております。

ただ、これも、今までの委員会の議論として、委員会として提出するものであるので、これを絶対変えたらあかんぞというふうには私は思っておりませんので、今の議論を集約したものだというふうに思っております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、サンプルとしてこの前文はつくるけれども、そこから先の第1条、第2条みたいな、細かいところにまでは踏み込んでいかないって、そういうイメージですか。

○ 樋口博己委員長

あくまでも議論の集大成としての文という意味でありますので、この後のスケジュール感、ちょっと後先になってあれですが、説明させていただきますと、今日、この前文について議論いただきます。修正であるとか加筆であるとか、いろんなご意見いただきながら、それが取りまとまった段階で、委員会として、これ、今までの議論を含めて、人権施策等調査特別委員会の調査報告書を本会議に提出させていただきたいと思います。その象徴がこの前文になるということです。それをもって、この特別委員会の調査は終了すると。あとは、理事者のほうで、この議論を踏まえて、条例の具体的な内容を詰めていただくと。

あとは、所管であります総務常任委員会のほうで、協議会なのか、随時状況報告いただきながら、そんなに急がすつもりはないんですが、できれば、我々の任期があと2年ちょっとでありますので、来年再来年、これ、常任委員会も2年制ですので、来年は総務常任委員会、人が替わって2年間継続してできると思いますので、その間には、行政のほうから上程いただいて条例が成立できるといいなど、これはこちらの正副委員長の今の希望でありますけれども、これは行政の判断かと思っております。

○ 諸岡 党委員

理解しました。

その上で、前文について、私はこれ、非常にすばらしい文章だとは思いますが、何ら異論はありません。

○ 村上 暁委員

改めて、参考資料003の資料のほうも見させていただいて、比較的、1ページに幾つかの自治体が出ているんですけども、条例名のところを見ると、今、ご提案いただいたのに部落差別をはじめとするという形で出ているんですけど、ほかの自治体、比較的新しく施行されたものに関してはそういった文言がないということで、差別、何をはじめとするということじゃなくて、全ての差別をという形で見たときに、これ、前も議論したかも分からないんですけども、改めてほかの自治体のを見て感じたので、部落差別をはじめとするという文言というのは、ちょっと今の流れからすると不必要なのかなというふうには感じたものですから。

名前のところなんですけれども、そうやって感じたというのと、それと中身のことに関

してなんですけれども、2段落目、3段落目に今までの歴史について記載していただいているんですけども、この辺りも、僕が見て、鳥取県のがすごく短いんだけど、前文やもんで短くシンプルに出してきている、すごくいいなと思ったので、この辺りも、歴史が書いてあると分かりやすいというのはあるとは思うんですけども、なくしてもいいのかなというふうにはちょっと感じたということで、読んで思いました。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 諸岡 覚委員

私、このままでも別にいいと思うんですけど、確かにちょっと長いかなというのは感じました。もし削るのであれば、真ん中の、本市においては、平成9年というところから六、七行あって、進められてきたまでざくっと削って、市民の願いである。しかしながらって続けたらきれいかなという気はします。真ん中の段落が何か、現状の歴史の説明みたいなのが入っておるので。私はあってもええと思うんですけど、もし皆さんが長いと感じるんやったら、ここらは削ってもええかなという気はしますね。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

全て盛り込んだという状況ですので。

○ 加納康樹委員

ちょっと議論が一つ戻りますけれども、諸岡さんからの提起があったところで、現時点で、理事者側がこうやって投げたら条例をつくる意思があるのかどうかというところだけ、もうこの場でも確認したいなと思っていて。

何でかという、昨日立ち上がった中小企業のあちらのほうは、行政側がやらないって言ったのでこっちでやるという、そういう流れが明確に出ているところなので、その辺の確認をまずお願いできたらと。

○ 樋口博己委員長

じゃ、部長から、今の捉え方をお願いします。

○ 川口総務部長

今年も含めまして、何回も何回も委員会のほうでご議論いただいておりますということで、一緒に参加させていただいて、議会のほうでおっしゃっていただいているこの条例の改正の必要性というものについては、我々もしっかりと認識をさせていただいておりますところでございます。

特別委員会として、またご提言ということにいただくということになるかと思っておりますので、その部分は理事者としてもしっかりと受け止めさせていただいて、その内容につきまして、その趣旨をしっかりと酌み取った上で、何らかの形でお返しするというふうなところにつきましては、そのような方向で考えていきたいというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

分かりました。もうそれだけ。多少オブラートはありますが、言質はあるのでいいかなと思います。

その前提でいくと、今の委員長の発言にもあるように、前文というところにエッセンスをちゃんと入れておいて、それをもって報告し、それで行政側で条例改正を考えてくれというところであるならば、今、議論になりましたけど、例えば、部落差別をはじめとするからスタートするのも恐らくは正副委員長の思いでしょうし、真ん中の歴史的な経緯というのも、特別委員会のまとめとしてはこういうのが入っていても、長いのもかもしれませんが、この段階では特段、私としては構わないと思っております。

ただ、唯一、このまとめで気になるのは、今走っている総合計画の特別委員会も、大分前になりますけど、そのときに私が突っ込んだ、西暦と和暦の混在というのはあまり好きじゃないですね。それだけです。

○ 樋口博己委員長

すみません、さっき自分で補足説明しながら、平成9年と1969年の時代感覚が分からんなど思いながら。すみません。これは統一させていただきます。

水谷委員はどうですか。今までの議論も含めまして。

○ 水谷一未委員

昨日ちょっと読ませていただいて、いろいろ見させていただいていたんですけども、これ、先ほど委員長が伊賀市が結構進んでいるというお話をされていたんですけども、先日、伊賀市の方とたまたま人権のことでお話しすることがあって、伊賀市の教育というか、学校の中で今起きていることが一つ問題というか、ちょっとこういうところがどうなのかなというところをお聞かせいただいたことを今、ちょっと皆さんに聞いていただきたいんですけども。

授業中とかに消しゴムが落ちましたと、そのときにその消しゴムを拾うことが正しいことではないということをやっぱり子供たちに教えられていると。消しゴムを落として、拾うことが全て正しいことではないよということ言われたと。私の感覚では、消しゴムを落とした子がいたのであれば、消しゴムを拾って渡してあげるって普通にできるんですけども、そういう地域もまだあるというのをつい最近お聞きして、そういうのはやっぱり教育がすごく大事ということで、ここでも先ほどもおっしゃられたので、本当にそういうことをそれを普通に子供たちが学んでいくことで、消しゴムを何で拾ったらいけないのという子も中にはいらっしやると思いますし、何かそこってすごくまだまだ以前のそういう流れというところが何かまだあるんだなというのを先日ちょっと、そこはすごく自分でも、まだそういうことが続いているんだなということがあったので、やっぱり人権に対して、部落差別ということも、四日市市としてそういう教育がされているかどうかというのは本当に、分からないですけども多分、聞いたことが私はないので、ないのかなというのはあるんですけども。

それとあと、本市でもやっぱりそういう地域が多分あると思うんですけども、何か以前から住まれている方とやっぱり新しい方が今住まれているというところで、そのの寄り添い、地域としてのコミュニティーをやっぱり、新しい人たちからすると、やっぱりそういうことは全然なしにして、みんなで地域として盛り上げていきたいという方も当然いらっしやるので、やっぱり本市でも、まだ部落差別ということが根強く終わっていないのであれば、私は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くし、というところはあるんですけども、まだいいのかなというのはすごく思いました。

○ 樋口博己委員長

ちょっと素朴に分からんのですが、消しゴムを拾うことが正しいという。

○ 諸岡 覚委員

私も分からへん、その話。

○ 水谷一未委員

その学校の、部落の地域らしいんですけど、多分、部落の出の子の落とした消しゴムを拾うことが正しいわけでは……。

○ 諸岡 覚委員

拾ってあげるということでしょう。自分で拾うじゃなくて、あげるということですね。

○ 水谷一未委員

拾ってあげるということが正しいことではないよというふうに教えられているということとです。

○ 樋口博己委員長

そういう教育を、これは学校じゃないですよ。

○ 水谷一未委員

学校で。

○ 諸岡 覚委員

自分のことは自分でせえという話やと思うんですよ。

○ 水谷一未委員

違うんです。自分のことは自分でしろということなんですけれども、例えばちょっと離れたところに消しゴムが落ちたと、それをじゃ、近くの子が拾ってあげることが全てが正しいわけではないよということ、何か子供は言われたんだわということ、私もちょうとお聞きしたので。

○ 諸岡 党委員

正論じゃないですか。正論でしょう、それやったら。拾うのが正しいわけではないんでしょう。ケース・バイ・ケースで考えろという話ですよ。拾っちゃ駄目ではなくて。全部が全部、全部一律に考えるなという話でしょう。

だから、全てが正しいわけじゃないよという部分は、それは日本語をそのまま理解していいと思うんですよ。だから、落ちました、自分の近くにある物は自分で拾ったらいんじゃないですかと、遠くに行ったら遠くの子が拾ってあげればいいじゃないですか。ケース・バイ・ケースなんだから、拾ってあげることが全て正しいわけじゃないですよという、まさにそのとおりじゃないんですか。自分の近くに落ちたら自分で拾いなさいよと、遠くに落ちたら遠くの子が拾ってあげればいいじゃないですかって、そういうケース・バイ・ケースの話なんだから、それでいいんじゃないんですか。何があかんのか、さっぱり分からん。

○ 水谷一未委員

難しいな。要するに、その地域に昔から住まれているお子さんが落とした消しゴムを拾うことが正しいわけではないよという。

○ 諸岡 党委員

ちょっと言いたいことが分からん。

○ 水谷一未委員

難しい。すみません。

○ 川村幸康副委員長

どっちの意見も知っておるで誤解がないようにせなあかんと思うんやけど、極端なことを言うと、福祉の精神やと、取りあえずこけておる人がおったら、手を携えて起こしてやるわさ。これが例えば財政とか総務の見地でいくと、わざとこけておる人がおるんかも分からんやと、全部起こすのはどうやこうやという理論って、市役所でもありますやん、理屈が。

それとよう似たことがあって、同和対策をやっていた頃に、法律で同和対策に特別にいろいろと、行政サービスが行き届かんだところを集中的に同和地域にサービスを集中したんですよね、この法律によって。だから、何ら違法でもなくて適正に執行したんやけど、今度、周りから見ると、我々の薄く広く集めた税金をそこだけに投入するのはどうやというような議論は確かに、執行されておる間はあったんですよね。そうすると、よく議論としてあるのは逆差別的な問題、それは全てに対して。だから、それが例えば障害者に対しても、障害のバリアがある分だけ障害者に施策をしても、それは過剰にやり過ぎておるのか適正なんかという、濃淡はその人の立場や軸足によって物の見方が違う。だから、消しゴム落としたんやって、甘やかすなよという見方もあれば、落としたんが自分なら自分の責任で自己責任で拾いなさいという、物の言い方もあるんやろうけれども、そこにはいろいろとあると思うわ。

例えば我々でもあったのが、同和対策が終わった後、同和対策事業で建てた建物も含めて、そういうものがその地域で残るわけですね。それをどう税金投下したものを活用するかというときに、非常に難しいことが出てくるわけですね。もう撤収するのか、なくして。それとも、まだまだ差別はあるから何らかの形で活用していこうかといったときに、活用しないと周りの目は、あの地域は無駄をしとるという見方になるし、逆に、活用すればするでいいんやけど、なかなか難しい問題があるんですよね、法の後ろ盾がないから。だから、非常に今でも現状、同和対策が終わって16年になるんだけど、結局、今、悩んでいるの、みんな地域でも。同和対策事業のときにあったものの残務整理はできていないわけですね、ほぼほぼほとんど。それをどうしていくかというときに、法の後ろ盾での財政措置がないから、非常にまた一般の人の施策から地域だけに集中していくと、それがまた違った議論を呼ぶ。

私が最近、思っておるのは、部落差別をはじめとするを取るという議論も、真っ当に出てくることになって、ええことやなと思っておるんですわ。ただ、それぞれの実情に応じてやれって国が言っているもので、部落差別解消の推進法は。その地域の実情に応じたやり方からいくと、これ、私が部落におるからというんじゃなくて、四日市の場合だと、部落差別をはじめとするというのをつけたときの一つの時代背景があったので、それはやっぱりある程度踏まえてほしいなと。どういう背景からこういったものが出来上がったんかということとはね。その中に立って、今後、どういう人権尊重される条例が四日市市としてはやるかということと。

もう一個、そもそも特別委員会をつくってもらいたいということで議会にお願いしたときに、やっぱり私が思っていたのは、公務員には地公法があって、仕事のサービスの基準って根本があるんやわな、ちゃんとやりなさいとか、こういったこともやりなさい。だけど、国の法律はあるんやけど、やっぱり四日市の条例がないとなかなか動かんのかなという気があるんです、私は。

だから、障害者の差別の解消法ができたときも、あれ、議員発議でやったん違うかな、中川さんが。四日市市は、議員発議条例やったん違うかな。三重県に倣って、三重県と一緒にぐらいのスピード感で。

○ 樋口博己委員長

議員発議ですね。

○ 川村幸康副委員長

議員発議でしょう、あれは。議員発議でやったし、諸岡さんが先ほど言われたように、議員発議もあれば、行政がそれを受けてつくるというのも両方ともあるんで、そういう意味で、私は、地公法にも書いてあるとおりでいくと、まずは行政職員を含めた公務員の方々が、やっぱり意識をそういうふうにもっててもらわんとあかんのかなという気はあるんで、それで広く市民に浸透していくような条例があれば、行政はその条例、法律に応じて仕事をするわけやで、仕事が進むんかなと思っています。

以上です。そういうことやろう、消しゴムは。

○ 樋口博己委員長

ということで、先ほどの消しゴムの件は皆さん、共通認識になっていただいたと思います。

○ 諸岡 党委員

いや、共通認識、できていませんよ。

もう一旦この話は、流していいんじゃないですか。消しゴムに関しては。

○ 川村幸康副委員長

それを踏まえて、言われたとおり、私はどっちかという、行政から出してきてもらったほうがいいのかなと思っておるんです。やっぱり議員発議で出すのもありやろうけど、やっぱり行政から出してもらうほうが、何かと施策は打ちやすいし、進みやすいのかなというふうには思っています。

○ 諸岡 党委員

前文の話で、今、お話があったように、ちょっと長いんじゃないかというご指摘で、確かにちょっとそうかなという気がするんですけど、経緯というのはやっぱり正副委員長の思いとしてあると思うんですよ、真ん中の。

そうすると、例えば最後に議会というか委員会として報告書を出すときに、報告書の中に中段の経緯を書いて、これらの経緯を踏まえ、今、新たな条例改正が必要であるとして、前文の一例として、この頭とお尻をくっつけたようなものを入れていくぐらいで、そんなところが落とすところということですかね。と思いました。みんなの意見をまとめると。

○ 川村幸康副委員長

もし何らか行政からコメントがあればね。

○ 樋口博己委員長

そうですね。

○ 萱苗人権センター副参事

人権センターの萱苗です。

前文を読ませてもらって、すごく大切なことがたくさん書かれているので、しっかりやっていかなあかなというふうに思っておりますが、せっかく時間をいただいたので。

一つ、イメージなんですけれども、前文の一番最後に、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意するという、多様性を認め合うという、多様性を尊重するということが非常に大事なんだなというふうに私も読ませてもらいました。

それを考えると、第3段落目の一番最後に、差別課題の多様性という表記がありまして、多様性をプラスとして捉えていきたいときに、差別課題の多様性と横に併記してあると、

何か多様性がちょっとマイナスに捉えられないのかなって、ちょっとそんなイメージを持ったので、意見させていただきました。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

その辺は、委員会としての報告書を含めて、行政でいろんな法的なこととか、いろんなバランスの問題とかあるかと思しますので、それは手を入れていただいたらいいのかなと思っています。趣旨が伝わればということです。

○ 大森人権行政監

ありがとうございます。

様々ご協議いただきまして、ありがとうございます。この案につきましては、非常に様々な視点から書いていただいているのかなというふうに思っております。また私どもも、今、まだまだ人権課題で苦しんでみえる方とか、悩んでみえる方がお見えだというところで、こういった条例をまた再度検討することで、改めて人権尊重の意識を高めて、啓発、教育を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしたら、委員の皆さん、よろしいですか。

○ 川村幸康副委員長

付け加えるとすると、これはどういう形になるんか分かりますけど、特別措置法があって、この真ん中の欄にずっと書いてありますよね。これは、法的にはやってきたんだけど、期間があってこうやってやってきたんだけど、本当にきちっと丁寧にされたかどうかということがあったり、法は切れたんだけどまだまだ残っているものがあるんじゃないんかということは、各地域の実情によっては違いがあるんですわな。

例えば言われるように、京都とかあの辺を発祥にして多いところの地域の実情と、三重

はどちらかという和多いほうなんですけれども、だからそういう。それがまた、少ないところは少ないところの実情がある。だから、今言われておったように、沖縄とか鳥取とか佐賀とかありますよね。これも大体、本当に京都を中心にしての、例えば同和問題ならあれですしね。これ、アホ・バカ分布ってそういうんですけど、アホとバカの分布で大体、よう似た感じで広がっているらしいんですわ、調べたら、学者が。上杉先生の本にも載っていましたけど。

だから、そういう意味でいくと、それは極端なことを言うと、静岡なんかへ行くと、議員さんなんかでも、徳川家康のおった天領やでそういう地域はないという人もおるんやわ、議員さんで。おおーっと思うて。そういう人、まだおるわけやで。だから、やっぱり知らんと、そういうことがある。

だから、そういう意味でいくと、やっぱり地域の実情に応じてどういったことというの、逆に言うと、議員発議よりは行政のほうが、例えば、旧の部落、同和地区の実情は知っているわけやで、それぞれが。実態も含めて、住環境なり、今の部落の人間の生活実態とか教育の実態というのも。やはりそこには格差があるという歴然としたものが出ておるわけで、それに対してやっぱりアプローチをしていってもらおうとなると、地域の実情に応じたあれはやっぱり、未来に向けてもまだ終わった話ではないところが引き続きあるという課題だけは、やっぱり見逃してほしくないなという気はしますね。一定の財政措置は終わったんだけどね。そこらが映し出されるような形は必要かなとは思っています。

○ 樋口博己委員長

そうすると、真ん中部分の歴史の経緯のところはどうかという問題提起の中で、副委員長のほうからお話があったのは、こういう歴史の中で現状まだまだ課題があるよということを書いたほうがいいんじゃないかということですね。

○ 川村幸康副委員長

そうですね。

○ 樋口博己委員長

流れはなかったとしても、こういう経緯があるけれどもまだまだ課題が様々あるよと、地域性の課題があるよと。

○ 川村幸康副委員長

それがあから、部落差別解消法を全部読んでもらうと分かるとおりに、まだまだあるという第1条で始まって、その対策が打たれてきたけれどもまだ終わっていないよということとは述べられているわけですから、そこは逆に言うと、地域の実情によってこの解消法はやれよと。だから、それに応じた条例づくりは、私は必要かなというふうに感じています。

○ 樋口博己委員長

そうすると、この三重県四日市市の地域性、実情を考えると、やはり条例名の冒頭の部落差別をはじめとするという枕言葉はやっぱり必要だというようなお考えですか。

○ 川村幸康副委員長

こだわったら入れておいてほしいという思いもあるけど、別にこだわることもあまりないんですわ、実はね。ただ、やっぱり現実を知ってもらうということが大事やもんで、その中で、冒頭、これでもっとウイングを広げて、ほかの様々な差別の団体さんらともきちっと取組ができるのであればそれでいいなとは思っています。

ただ、やっぱり数の問題でいくと比較的、部落が一番数が少ないもんで、やっぱり男女の問題にしろ、障害者の問題にしろ、様々なそういう差別課題のある問題の中で一番数的には少ないんですわな。一般の四日市市民が部落で生まれえない限りには、この課題だけは当事者にならないんです。あとの問題、極端には高齢者とか男女とか、当事者になるおそれがあったり、自分の子供でも男と女が生まれてくるだろうし、自分も高齢者になるかも分からんし、自分も障害者になるかも分からんということでは、ある意味当事者意識というのは広く持てる可能性がある。自分が高齢になっておっても高齢って思っておらん人もおるしさ。そこらもあるんだろうけれども、やっぱり当事者になるかならないかの部分の視点というのは、私、当事者とすると、非常にそこにはやっぱりこだわっているところがあるんですわな。なかなか理解を得られないところも。川村さんの言うことは分かるよ、付き合いもしておるやんかという話はあっても、当事者になることはない。

だから、やっぱり一番、人間の根本、結婚、それからやっぱり就職というところにこれ、出るんでね、必ず。付き合いは極力避けろとか、それから、やっぱり自分が当事者になって今度、結婚するという事だけは社会的に。だから、そこらはやっぱり、表になかなか

出にくいけどアンダーザテーブルはぐるっと、日本の社会にやっぱり根づいているものもあるので、そこらをやっぱり掘り起こすという意味では、私はそれは上げておいてほしいなと思ひもある。

ただ、うちの地域の中にもいるよ。おまえがおって、あんまり部落部落って、俺らは嫌なんやという人も、それは確かにおりますわ。逆もある。だけど、黙っておったらずっと、またいつも来た道戻るよというのが私の考え方やで、やはりそれは、誇張する必要もないけど、やっぱり隠して逃げる必要もないかなと。やっぱり誰かが取り組んで、なくしていこうというふうな前向いた話にせんとあかんのかなと思うと、そこらだけですわ。だから、村上さんが言われるようなことも、私、物すごいよう分かる、そうやなど。部落差別以外の差別もあるのやで、差別に優先順位はないやんかという話でいけばそうなるし、私の論理も分かってもらえるような気もするけど、そうやでというて、ごり押しするつもりは全くない。それぞれの考え方で合意してもらえええと思ひます。

○ 樋口博己委員長

そういった面ではやはり、下から4行目の私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要であるというところになっていくのかなと思ひます。

他にどうでしょうか。今までの議論を含めてですけれども、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、改めて、今後の流れを確認させていただきたいと思ひます。

今日、真ん中の部分の経緯のところは、扱いはちょっと改めて正副委員長でまたもんで、最終、報告書という中でどう盛り込むかは、正副委員長に一任いただければなと思ひます。

それで、今日おおむね合意をいただきましたので、次回の日程が10月31日の午後1時半、これは予定していただいている日程だと思ひます。ここで、本会議へ提出する報告書(案)をお示しさせていただきます。そこで確認いただければそれでオーケーですし、あと少しご意見があれば、その辺は予備日として11月7日の木曜日、これも午後1時半から……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

まずは10月31日木曜日、午後1時30分から、これは予定しているところで、報告書（案）をお示しさせていただきます。ここで確認できればこれで終わりですし、少しご意見なり修正があれば、11月7日の木曜日、午後1時30分、これをちょっと、予定をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

最終、予備日も使うかどうかはあれですけれども、それを経て、11月定例会議の本会議で、特別委員会の調査報告書を提出させていただきたいと思います。提出する意図としては、今までの議論を踏まえて、その集大成という形で前文（案）をお示しさせていただきます。その上で、行政としてしっかり条例改正に向けて取り組んでいただきたいというような、最終の申入れをするような報告書とさせていただきたいと思いますが、このような形でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 樋口博己委員長

先ほど加納委員からも、理事者の意向も確認いただきましたので、報告書を受けてしっかり取り組むということでもありますので。

私、先ほど冒頭のほうで、行政のほうで条例の改正のスケジュール感なんですが、我々の改選までにとというような表現をさせていただきましたが、この辺は、こんなような文言を盛り込んだほうがいいのか、それは盛り込まないほうがいいのか、どうでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

入れてもいいんじゃないですか。こっちの要望なんですから。

○ 樋口博己委員長

よろしいですかね。

（異議なし）

○ 樋口博己委員長

そうしたら、そのようなスケジュール感で。

ちなみに、部長、可能なスケジュール感ですか、これは。

○ 川口総務部長

ちょっと中身の検討もさせていただくというようなことでございますので、今の段階からいついつならオーケーですということではちょっと難しいところもありますが、おっしゃっていただいたように、委員会等でまた内容についてもご協議いただく中でということ最终以決まっていこうかと思いますが、特段あまりにもそれでは無理ですというスケジュールではないというふうには考えてございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

その辺は、報告書には盛り込みませんが、来年度の総務常任委員会には、議長を通して、そのような申入れというか、依頼はさせていただきたいなと思います。

そうしましたら、こちらから用意した内容は以上であります。皆さんのほうで何かございましたら。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。1時間弱で今日は取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

それでは、これで本日の特別委員会を終了します。次回は10月31日木曜日、午後1時30分から報告書の確認をいただくということで、よろしく願いいたしたいと思います。本日はありがとうございました。

10：46 閉議